

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成25年第11回習志野市農業委員会総会は平成25年11月21日（木）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 15名出席 欠席 2名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 13番 塩田 幸太郎 15番 三橋 久吉

1. 議案審議結果

上程 4件 承認 4件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前 10時30分

1. 付議事項

- ・議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第24号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会について（答申）
- ・議案第25号 習志野市農業委員会の選挙による委員の定数について
  
- ・報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>只今より 平成25年 第11回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、12番 吉野 吉雄 委員、14番 合間 正秋委員より欠席の報告がありました。</p> <p>18名中 2名の欠席と1名の欠員により15名の委員が出席しています。よって本日の総会は成立いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名人につきましては、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>13番 塩田 幸太郎委員、15番 三橋 久吉委員の両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の付議案件は、農地転用に係わる所有権移転などの案件が2件と農業委員の定数について2件の計4件の案件を予定しています。</p> <p>議案第22号・議案第23号「農地法第5条の許可申請に係わる許可申請について」の2件を議題といたします。</p> <p>現地調査でも確認いただいたようにこの2件は、同一地番であり、所有者も同じことから一括で議案説明と審議を行いたいと思います。採決については、内容が異なりますので案件ごとに行います。</p> <p>それでは事務局、議案第22号・23号について議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第22号の説明及び23号の朗読をさせていただきます。</p> <p>議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。 平成25年11月21日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●●丁目●●●●番●● 200㎡</p> <p>2 権利の内容</p>

転用を伴う使用貸借権設定

3 申請者住所、氏名

譲受人 ●●市●●●町●番●号 ●●●●●●●●●●  
● ● ● ●  
譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ● ● ● ●

続きまして、議案第23号

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。

平成25年11月21日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●●丁目●●●番●● 201㎡

2 権利の内容

転用を伴う所有権移転

3 申請者住所、氏名

譲受人 ●●市●●町●丁目●番●号  
株式会社 ●●●●●●●● 代表取締役 ● ● ● ●  
譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ● ● ● ●

以上でございます。

議長

事務局、ご苦労様でした。  
続いて、調査報告を15番 三橋 久吉委員よりお願いします。

三橋委員

議案第22号及び第23号を、一括して調査報告をさせていただきます。  
調査は、平成25年11月14日に農業委員15名と事務局2名、業者1名の18名の立ち会いで行いました。  
申請場所については、案内図にあるとおり ●●●●丁目の●●●●を入ったところの住宅地に隣接した畑でございます。  
申請者の●●●●さんの農地に、専用住宅と建売分譲住宅、あわせて2棟を建築するものです。

	<p>専用住宅につきましては、●の●である●●●●さんの住宅を建設することにより、親族同士が習志野市内に住むことが出来、生活するうえで大変便利なこと。</p> <p>また駅に近いことから通勤が便利なのが理由とのことでした。</p> <p>建売分譲住宅につきましては、この一体は同じような住宅も多く、住環境がよいこと。また通勤に便利なことなどから、販売するうえでも、十分な需要が見込まれるようです。</p> <p>この周辺は住宅開発が行われ、農地が少なくなっておりますが、隣接農地の●●●●さんの農地につきましては、被害防除としてブロック塀を設け、土砂や雨水の流出を防ぐとのことでした。</p> <p>以上で、現地調査報告を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p><b>議 長</b></p>	<p>三橋委員、調査報告 有難うございました。</p> <p>続いて、申請者である「●● ●●」さんの地元委員である齊藤 健次委員、●●さんの農業形態など補足説明など、ありましたらよろしく願います。</p>
<p><b>齊藤委員</b></p>	<p>はい、申請者の●●●●さんは●●歳と高齢のため、農業には従事しておりません。</p> <p>また、同居家族につきましても農業従事日数は0日となっております。</p> <p>所有農地につきましては、きちんと管理をしていますが、作物などは作っておりません。以上です。</p>
<p><b>議 長</b></p>	<p>齊藤委員、補足説明ありがとうございます。</p> <p>議案の内容について、詳細な説明を事務局より願います。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>現在は整地されていてきちんと管理されている状況です。</p> <p>議案第22号の参考資料ご覧ください。</p> <p>譲受人が●●●●さん譲渡人が●●●●さんでご関係としては●●さんのお●さんという事で、戸籍、家系図等の提出をいただいております。</p> <p>場所につきましては案内図のとおりでございまして、●●●●丁目の●●●●を入ったところで一体が住宅、建売分譲住宅で開発されている土地でございます。</p> <p>立地条件としましては第3種農地ということで市街化が著しい場所でございます。</p> <p>住宅地の前の道路といたしましてはライフラインといいましてガス・排水・上下水道など整備されておりますし、許可基準におきましても周辺に公共施設も存在いたします。</p> <p>．．．．． 図 面 に て 説 明 ．．．．．</p>

<p><b>事務局</b></p>	<p>転用を伴う使用貸借権設定となっていて、期間は平成26年1月から平成46年1月1日までとなっています。</p> <p>申請理由は、当該地は住環境が良く、鉄道駅を利用する上でJR津田沼・京成津田沼駅が比較的近く、通勤の利便性が高いためと●●の●●及び●●●が同じ習志野市の●●に住まいを構えているので生活していく上で本人にとっても便利なことなどが記載されています。</p> <p>23号の参考資料をご覧ください。</p> <p>譲受人が●●●●●●●●、譲渡人●●●●●●●●さんの間で建売分譲住宅として転用、所有権移転するものです。</p> <p>申請理由は隣地●●●●●●丁目●●●●●●番●●●●●●に●●●の専用住宅を建築し、残った農地も同じように住宅地にすることで近隣の住宅地と一体となることや、JR津田沼駅及び京成津田沼駅への利便性が高いことで十分な販売需要が見込まれるためです。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>議長</b></p>	<p>これより、議案第22号・23号の質疑に入ります。</p> <p>何でも結構ですので、ご質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>．．．．質問なし．．．．．</p>
<p><b>議長</b></p>	<p>質問等が無ければ、採決に入りますが、事務局、補足説明等ありましたらお願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>．．．．．申請地前の道路について補足説明．．．．．</p>
<p><b>議長</b></p>	<p>皆様に再度 お聞きいたします。</p> <p>質問等、ございますか。</p> <p>．．．質問等が無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第22号 農地法第5条の許可申請について賛成の方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第22号は、許可相当と決しました。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第5条の許可申請について賛成の方の同意を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第23号は、許可相当と決しました。事務局は、議案第22号と議案第23号については、許可相当として、県に進達してください。</p> <p>続いて、議案第24号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会の答申についてを議案といたします。 事務局は、議案の朗読と議案内容を説明して下さい。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第24号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会について（答申）</p> <p>平成25年6月21日付、農委第75号において農業委員会会長より平成26年10月に行われる農業委員の選挙による委員の定数について「地域の実情に即した組織のスリム化」を図るよう諮問があり、習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置し、11名の委員で審議した結果が纏まりましたので委員長より会長に答申するものです。</p> <p>概略説明</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局長から説明がありましたが、質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、飯生 正己委員長より答申書の内容をお願いいたします。</p> <p>只今、委員長より「答申書」を読み上げ、答申書を受け取りました。委員の皆様におかれましては、長期に渡り審議していただき有難うございました。</p> <p>答申を受けましたので、議案第25号に入ります。 議案第25号 「習志野市農業委員会の選挙による委員の定数について」 事務局より、議案説明を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第 25 号 習志野市農業委員会の選挙による委員の定数について</p> <p>議案第 24 号において、習志野市農業委員会定数問題検討委員会の委員長より農業委員会会長に答申が行われました。</p> <p>この答申を受け、農業委員会の来期の業務運営についてを習志野市長に要請するものです。</p> <p>議案第 25 号 「習志野市農業委員会の選挙による委員の定数について」 ご質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>これにより、議案第 25 号 「習志野市農業委員会の選挙による委員の定数について」 市長に対し、農業委員会から要請文を渡しますが、選挙による委員定数については、今後も継続して審議する旨を市長に要請することにいたします。 同意の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成 を持ちまして、議案第 25 号は、農業委員の全員の総意である旨確認いたしました。 事務局は、市長に対し日程調整をお願いします。</p> <p>続いて報告第 21 号及び 22 号の 「農地転用届出書の受理通知の交付について」につきまして ご質問が有れば挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ以上を持ちまして、総会を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
------------	---